

独立行政法人 農林漁業信用基金

農林漁業者の
皆様のために



目次

contents

ご挨拶	2
信用基金の役割	3
農業信用保険業務	5
林業信用保証業務	7
漁業信用保険業務	9
農業保険関係業務	11
漁業災害補償関係業務	12
中期計画の概要	13
内部統制	14
組織の概要	15
相談窓口のご案内	16

ご挨拶

独立行政法人農林漁業信用基金は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化等農林水産政策の一環として、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

農林漁業信用基金は、農業信用基金協会・漁業信用基金協会が行う農業・漁業の経営等に必要な借入金の債務保証について保険を行うとともに、林業の経営等に必要な借入金について直接債務保証を引き受ける業務を行っています。また、災害が発生した際に、農業・漁業を営む皆様への共済金の支払が円滑に行われるよう、農業共済団体・漁業共済団体への貸付けの業務を行っています。

農林漁業信用基金においては、平成30年4月から、5年間の中期目標期間が新たに始まりました。融資機関等に対する保証・保険制度の普及推進・利用促進、適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、貸付業務の適正な実施など、更なる業務の質の向上に取り組んでまいります。また、業務運営の効率化や財務内容の改善に積極的に取り組むとともに、ガバナンスの高度化や情報セキュリティ対策にも適切に対応してまいります。

農林漁業信用基金の使命の実現に向けて、国の政策の展開や経済情勢の変化を踏まえつつ、国民の皆様の期待に沿った質の高いサービスが提供できるよう、役職員一丸となって精励してまいる所存です。御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長

今井 敏



信用基金の役割

独立行政法人農林漁業信用基金は、
農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、
農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、
農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

1. 保証・保険業務

農林漁業は、国の施策において、持続的かつ健全な発展を図ることとされている重要な産業であり、その経営においては、機械や生産資材の購入、施設・設備の導入等から運転資金に至るまで、経営の態様や発展段階に応じて、多種多様な資金ニーズがあります。一方、農林漁業経営は天候などの自然条件に左右されることや、投資回収の期間が一般に長いなどの特徴があることから、他の産業とは異なる融資上のリスクがあります。

信用保証保険制度は、こうした農林漁業融資に特有のリスクを軽減する公的な信用補完制度です。

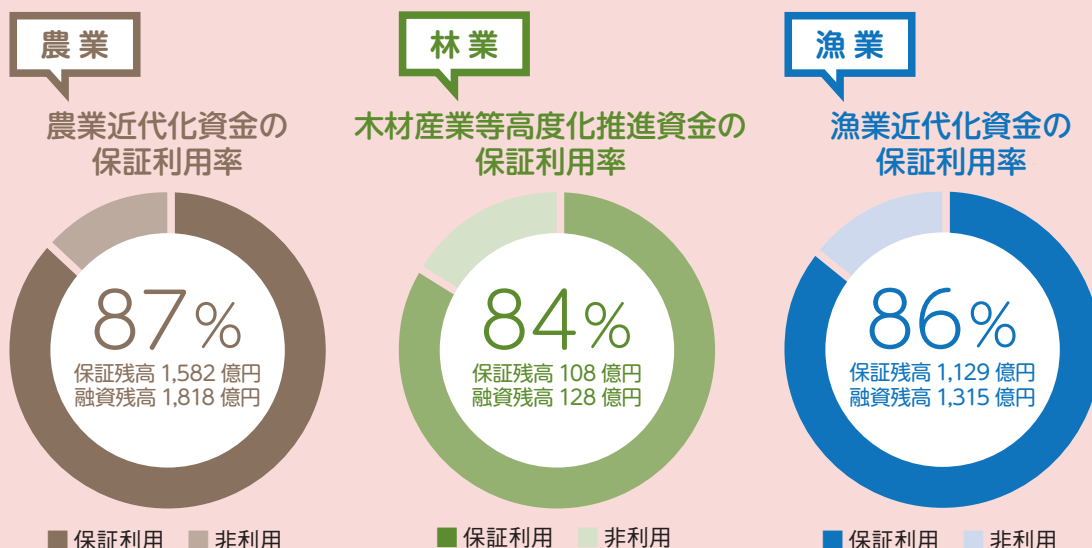
信用基金は、農業・林業・漁業の信用保証保険制度の運用を通じて農林漁業者のみなさまの経営をサポートします。

2. 貸付業務等

信用基金は、農業信用基金協会・漁業信用基金協会、都道府県、農業共済組合・漁業共済組合等が事業や制度の安定的な運用に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な実施を担保しています。

保証・保険業務

保証保険制度を通じ、制度資金をはじめとした
農林漁業者の資金調達を支えています。



(注1) 保証利用率とは、保証残高を融資残高で除したものです。

(注2) 農業近代化資金融資残高は、(株)農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」によります(平成30年12月末現在)。

農業信用保証残高は、信用基金のデータによります(平成30年12月末現在)。

(注3) 木材産業等高度化推進資金融資残高は、林野庁調べによります(平成31年3月末現在)。林業信用保証残高は、信用基金のデータによります(平成31年3月末現在)。

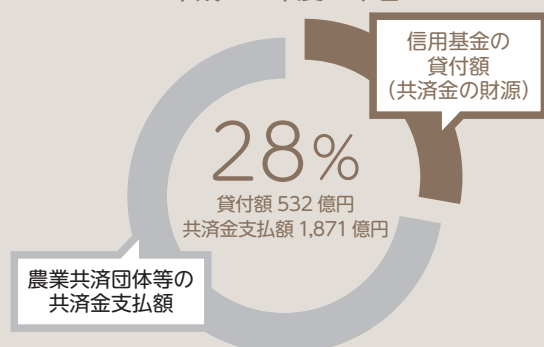
(注4) 漁業近代化資金融資残高は、水産庁調べによります(平成30年12月末現在)。漁業信用保証残高は、(一社)漁業信用基金中央会調べによります(平成31年3月末現在)。

貸付業務等

災害発生等により、緊急多額の共済金の支払が発生した際に、
共済団体に対して迅速かつ低利に貸付けを行っています。

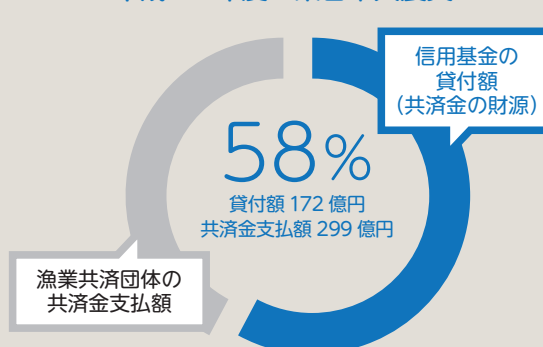
農業保険関係業務

平成15年度 冷害



漁業災害補償関係業務

平成23年度 東日本大震災



(注1) 平成15年度の農業共済団体等の共済金支払額は、農林水産省調べによります。

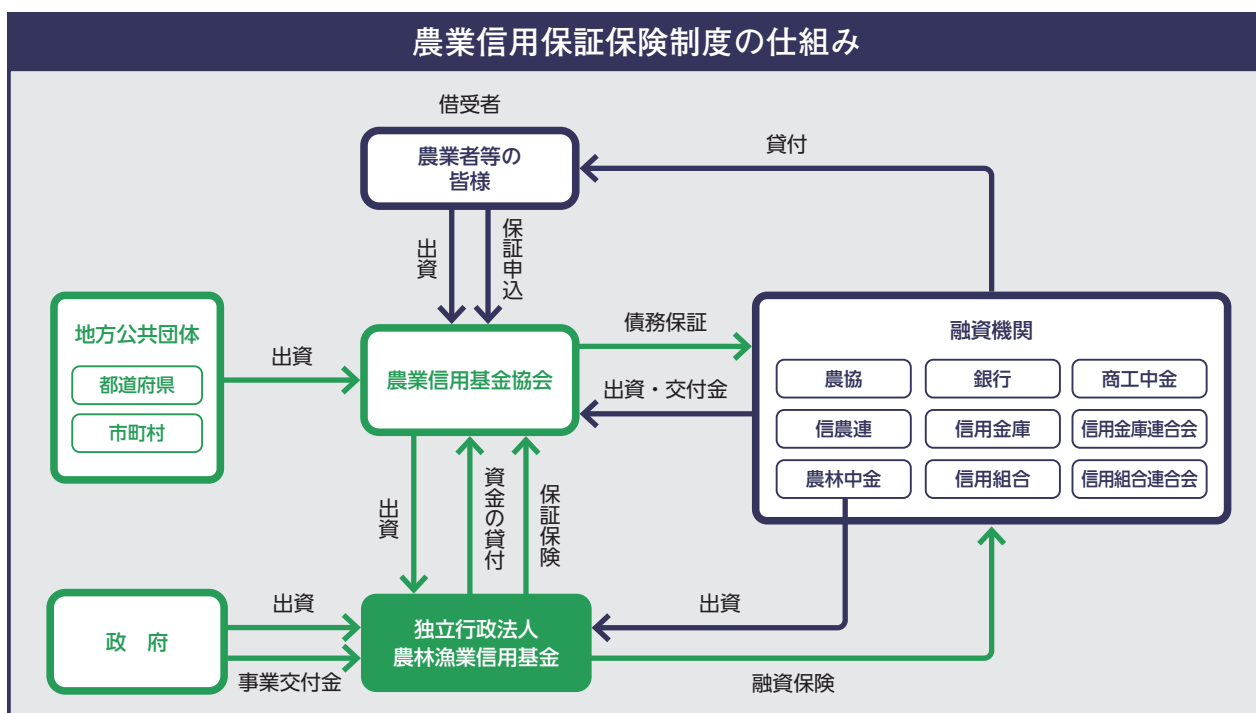
(注2) 平成23年度の漁業共済団体の共済金支払額は、全国漁業共済組合連合会調べによります。

農業信用保険業務

農業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、農業信用基金協会(※)が、借入債務を保証することにより信用力を補完し、お借入れを容易にしています。

信用基金は、農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

また、これらの保険業務のほか、農業信用基金協会に対して、代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。



(※) 農業信用基金協会とは、農業信用保証保険法に基づき、農業等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行っている法人です。

▶ 利用対象者

農業者等の皆様

農業者等とは、農業信用保証保険法に定める次の方々です。

- ① 農業を営む方及び農業に従事する方(個人、法人、任意団体のいずれも該当します)
- ② 農協、農業協同組合連合会
- ③ 農事組合法人
- ④ ①、②の方が組織する法人等

▶ 対象資金

- ・ 農業用建構築物や農業用機械器具の改良、造成又は取得に必要な資金
- ・ 農地等の取得、造成又は改良に必要な資金
- ・ 家畜等の購入又は育成、果樹等の植栽又は育成に必要な資金
- ・ 農産物の処理加工又は流通販売に必要な資金
- ・ 肥料、飼料、営農用備品等の購入、雇用労賃等に必要な資金
- ・ 農業経営の維持継続に必要な資金
- ・ 農業者の資産、技術等を活用して行う事業又は生活に必要な資金

▶対象融資機関

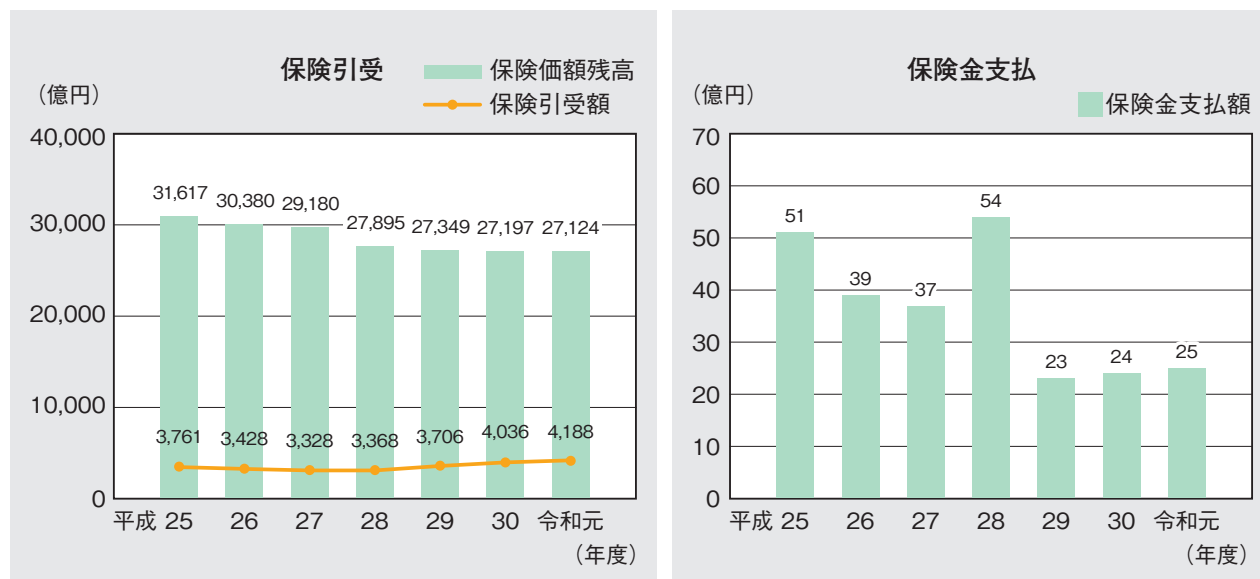
農協、信農連、農林中金、銀行、商工中金、信用金庫、信用組合等

▶保証料率(※)

- ① 農業近代化資金及び農業改良資金 年 1.00%以内
- ② 青年等就農資金 年 0.50%以内
- ③ ①及び②を除く特定資金 年 2.00%以内
- ④ 特定資金以外の資金(プロパー資金) 年 2.00%以内

(※) 保証料率は資金毎等に異なりますので、詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

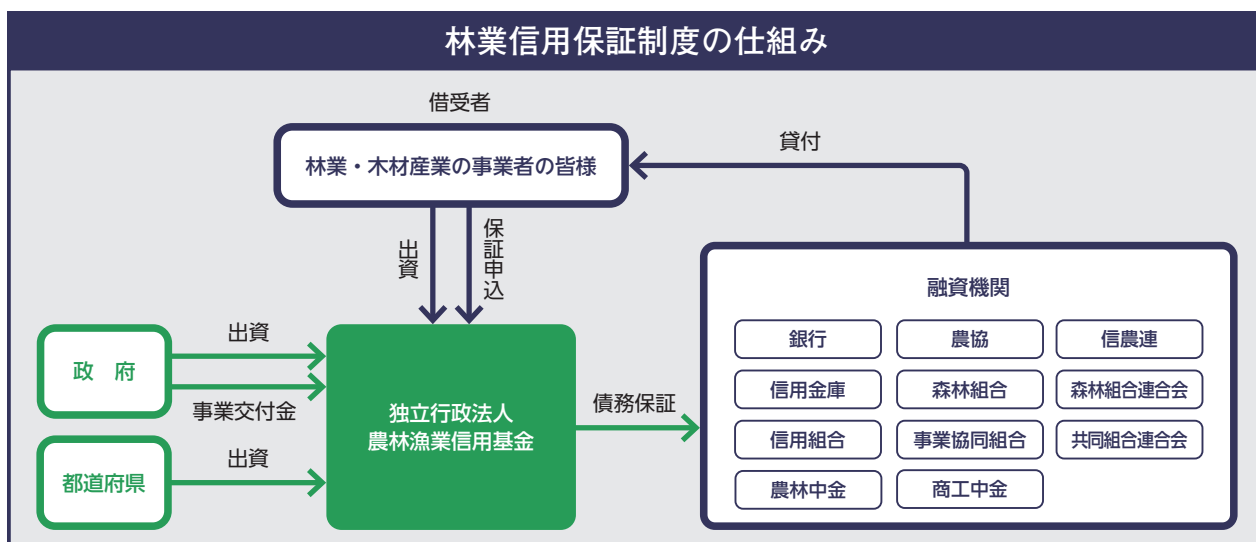
▶業務実績





林業信用保証業務

信用基金は、林業・木材産業の事業者の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、その借入債務を保証することによって信用力を補完し、資金調達を円滑にしています。



▶ 利用対象者

林業・木材産業の事業者の皆様

林業・木材産業の事業者とは、次の方々です。

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金法に定める、

- ① 林業（木材・木製品製造業を含みます。）を営む方（会社にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が300人以下のものに限ります。）
- ② 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む方が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会

(2) 林業・木材産業改善資金助成法又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に定める、

- ① 森林組合又は森林組合連合会で、木材卸売業を営む方又は市場開設者（以下、次の②において「木材卸売業者等」といいます。）
- ② 木材卸売業者等（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人以下の会社若しくは個人に限ります。）
- ③ ①、②の方が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合

(3) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に定める、

- ① 森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者（以下、次の②及び③において「木材卸売業者等」といいます。）
- ② 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が100人以下の会社及び個人に限ります。）又は木材製品利用事業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が300人以下の会社及び個人に限ります。）が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合
- ③ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

▶ 対象資金

・ 設備資金

⇒ 事務所や工場、土場などの土地・建物、生産・加工機械や林業機械、輸送運搬車両などの改良、造成又は取得のために必要な資金

・ 運転資金

⇒ 苗木や立木、原材料、資材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの支払いのために必要な資金

▶対象融資機関

銀行、農林中金、商工中金、信用金庫、信用組合等

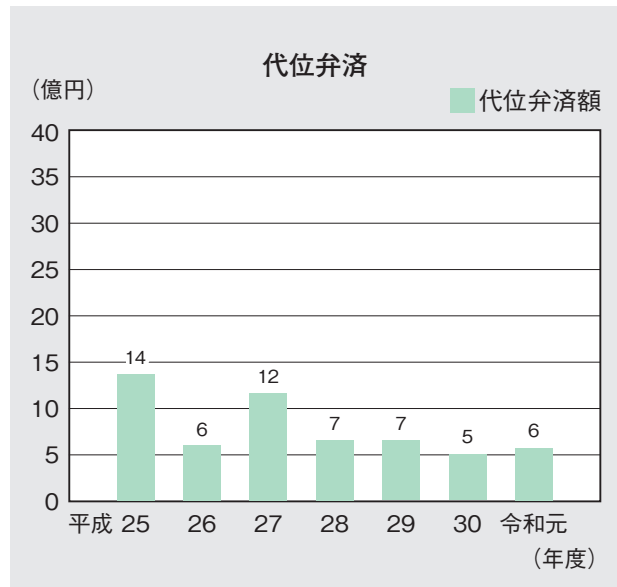
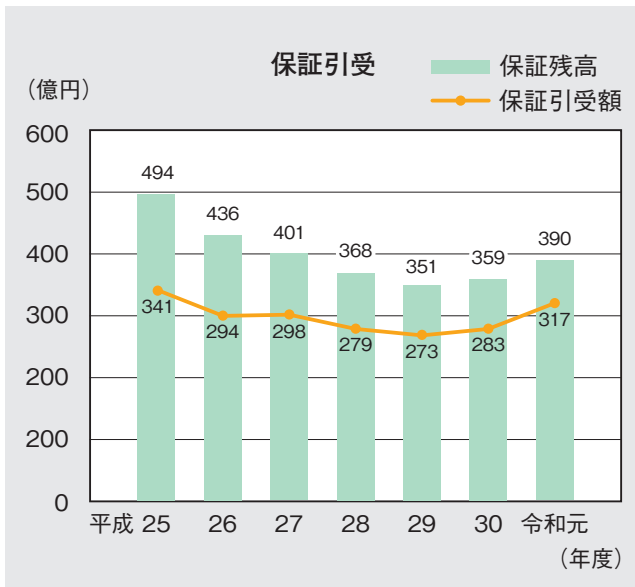
▶保証料率(※)

- ① 一般資金 年 0.20 ～ 1.80%
- ② 制度資金 年 0.10 ～ 1.35%

(※) 利用される方の財務内容等により保証料率が異なります。

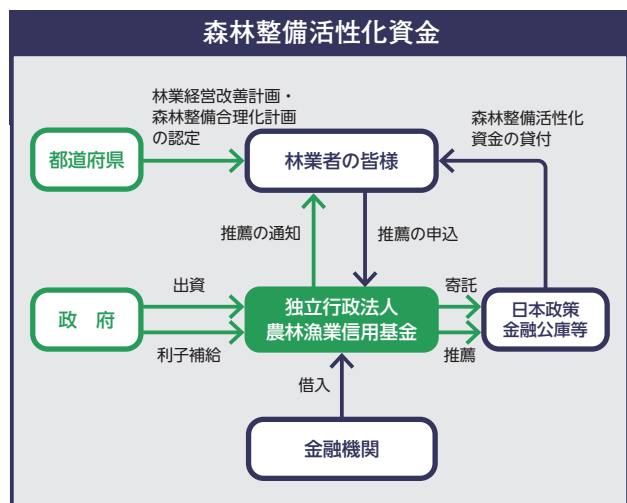
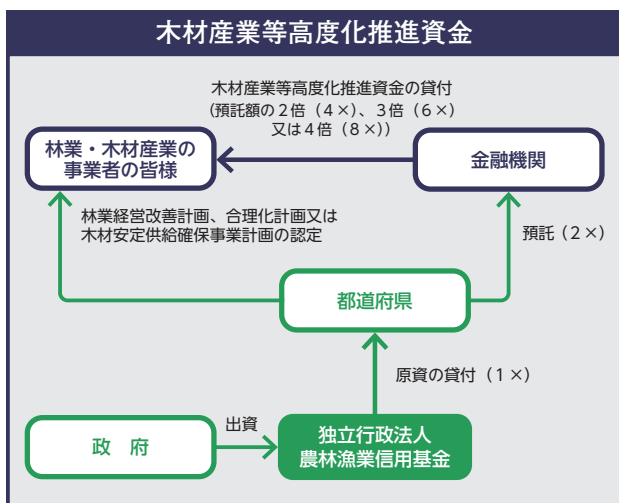


▶業務実績



貸付・寄託業務

信用基金は、木材産業等高度化推進資金の貸付けに必要な原資を都道府県と協調し、民間融資機関に供給する貸付業務を行っています。また、森林整備活性化資金の貸付けに必要な原資を日本政策金融公庫等に寄託する寄託業務も行っています。これらを通じ、制度資金の利子水準を低く保つことで、林業・木材産業の発展を支えています。

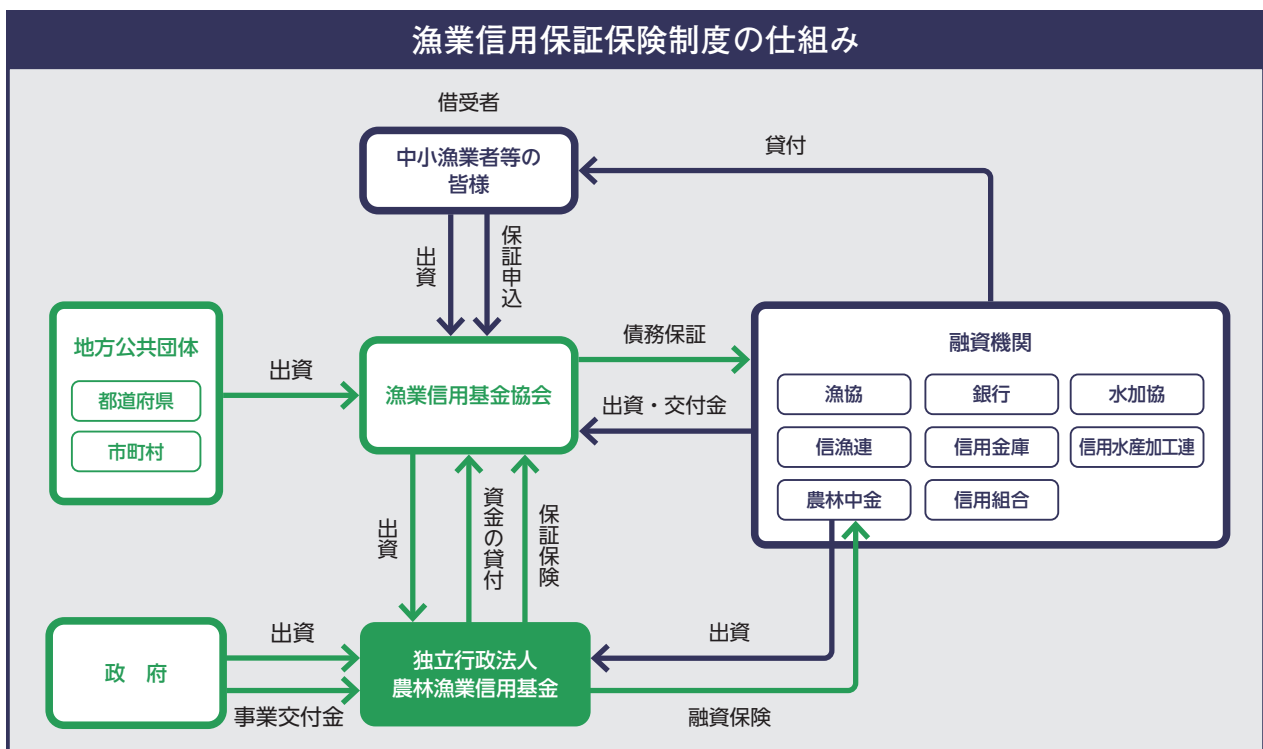


このほか、森林経営管理法に基づき、市町村から経営管理実施権の設定を受け、森林の経営管理を行う林業経営者に対して、経営の改善発達に係る助言等を行います。

中小漁業者等の皆様が融資機関から経営に必要な資金をお借入れの際に、漁業信用基金協会（※）が、借入債務を保証することによって信用力を補完し、お借入れを容易にしています。

信用基金は、漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の皆様の資金調達を円滑にしています。

また、これらの保険業務のほか、漁業信用基金協会に対して、代位弁済の円滑な履行等に必要な資金の貸付業務も行っています。



（※）漁業信用基金協会とは、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行っている法人です。

▶ 利用対象者

中小漁業者等の皆様

中小漁業者等とは、中小漁業融資保証法に定める次の方々です。

- ① 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
- ② 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- ③ 水産加工業を営む個人
- ④ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又は資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- ⑤ 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除く）
- ⑥ 水産振興法人、協同会社、任意団体

▶ 対象資金

・設備資金

⇒漁船の建造、取得又は修理、漁船機関・機器・漁網綱・水産増養殖施設の取得又は修理等に必

要な資金

⇒水産加工施設の取得又は修理に必要な資金

・運転資金

⇒出漁の準備、養殖種苗・餌料の購入等に必要な資金

⇒加工用原材料の取得等、水産加工業の経営に必要な資金

・生活資金

⇒漁業経営又は水産加工業経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

▶対象金融機関

漁協、水産加工業協同組合、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合等

▶保証料率(※)

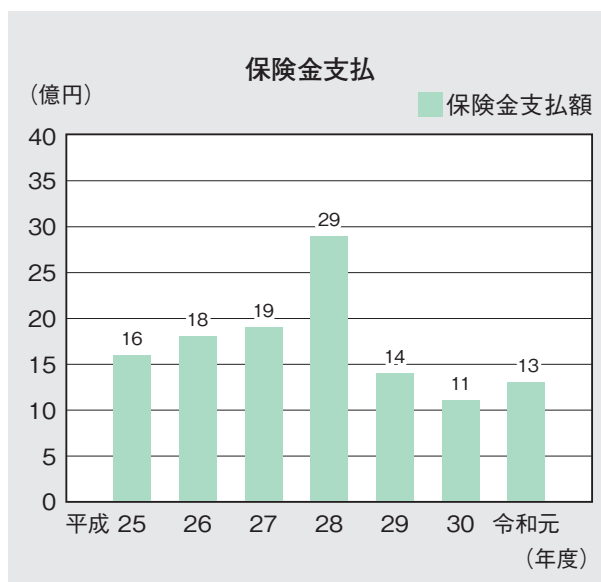
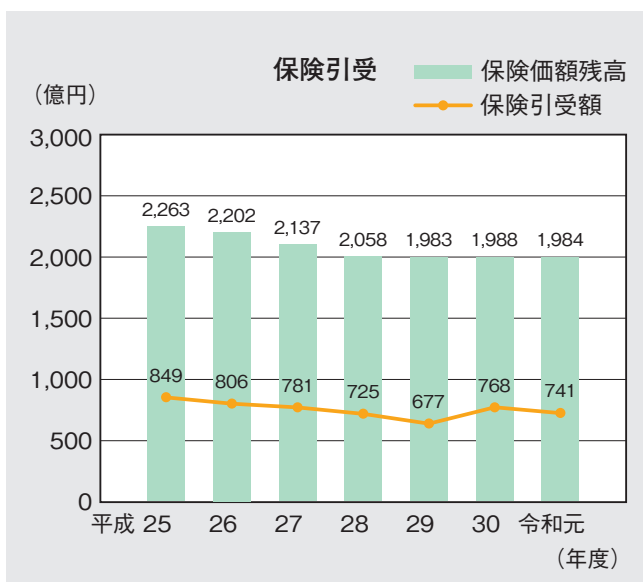
① 漁業近代化資金 年 2.00%以内

② 一般資金 年 2.00%以内

③ 副保証 年 2.00%以内

(※) 保証料率は資金毎等に異なりますので、詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

▶業務実績



農業保険関係業務

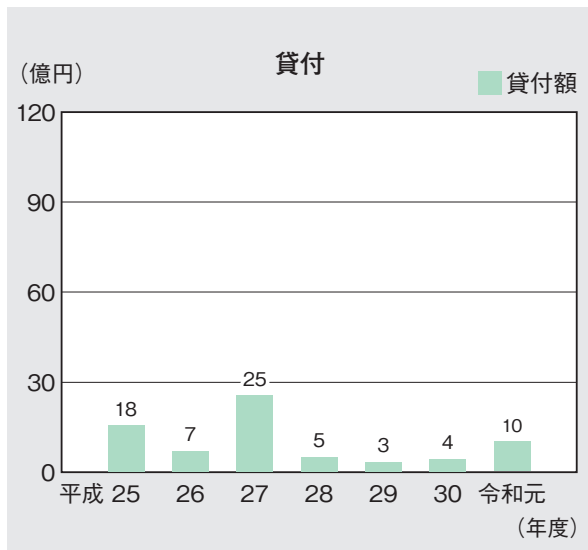
農業共済事業は、農業者の皆様が不慮の災害や家畜の疫病等により損失を被った場合に、共済金を支払うことで損失を補填しています。また、農業経営収入保険事業は、農業者の皆様の収入が減少した場合に、保険金を支払うこと等により、収入減少を補填しています。

信用基金は、これらの事業を行う農業共済団体等に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な運営に貢献しています。

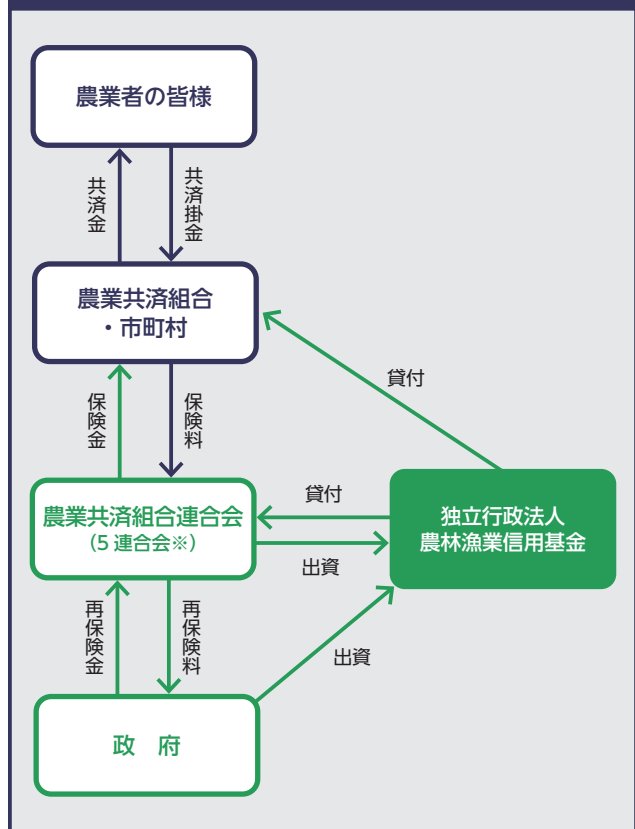


台風によるハウスの倒壊

業務実績

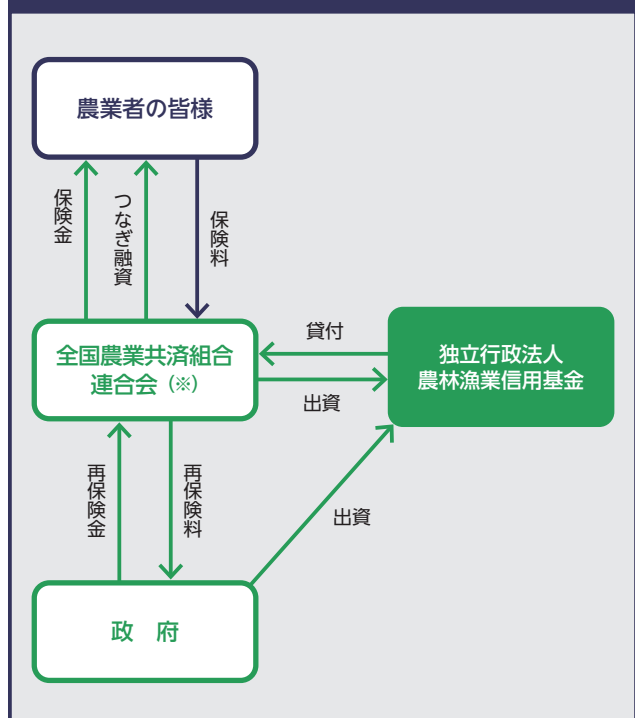


農業共済事業の仕組み



※ 42 都府県については、県下1組合の特定組合を設立し、2段階で運営されています（令和2年9月30日現在）。

農業経営収入保険事業の仕組み



※窓口業務は、農業共済組合・市町村等が実施しています。



漁業災害補償関係業務

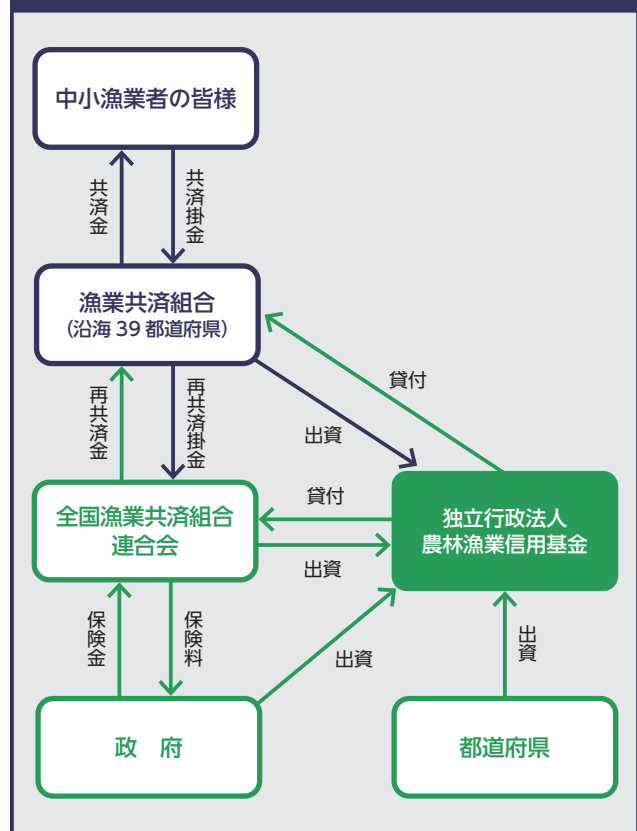
漁業災害補償制度は、中小漁業者（※）の皆様が、台風や赤潮などの不慮の災害によって漁獲金額・生産金額の減少及び養殖生物、漁業施設の損失を被った場合に、共済金を支払うことにより、その損失を補填しています。

信用基金は、これらの事業を行う漁業共済組合等に必要な資金を貸し付けることで、制度の円滑な運営に貢献しています。

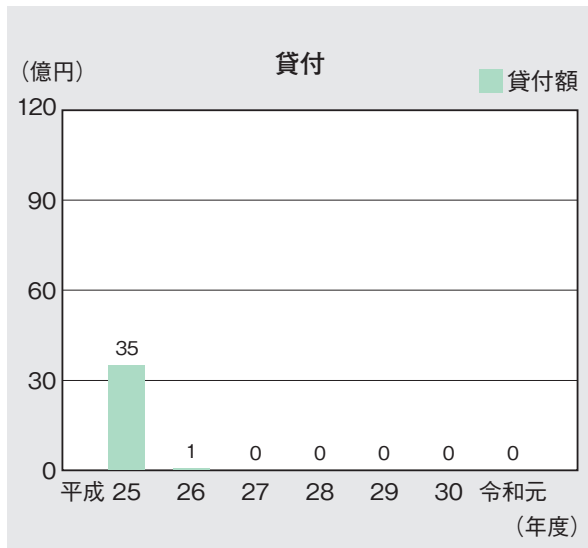
（※）中小漁業者とは、漁業災害補償法に定める次の方々です。

- ① 漁業を営む個人
- ② 漁業を営む漁業協同組合
- ③ 漁業生産組合
- ④ 漁業を営む法人（②、③を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの

漁業災害補償制度の仕組み



業務実績



台風によるカキ養殖筏の被害

中期計画の概要

平成 30 年 4 月 1 日から、新たな中期目標期間が始まりました（令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間）。主務大臣から指示された中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、適切に業務運営を行っていきます。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、保証・保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施します。

適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

農林漁業の特性を踏まえつつ、適切な保険料率・保証料率・貸付金利を設定します。

保険事故率・代位弁済率の低減に向けた取組

基金協会や融資機関との連携強化等を通じて、保険事故率・代位弁済率を抑制します。

求償権の管理・回収の取組

回収向上に向けた取組を着実に進めます。

利用者ニーズの反映等

利用者の意見募集や関係機関との意見交換を通じて、利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させます。

事務処理の適正化及び迅速化

標準処理期間を設ける等、適正かつ迅速に事務処理を行います。

業務運営の効率化

事業の効率化

事業費（保険金、代位弁済費等）について、平成 29 年度比で 5% 以上削減します。

経費支出の抑制

一般管理費（人件費等を除く）について、平成 29 年度比で 20% 以上抑制します。

その他

調達方式の適正化、電子化の推進を図ります。

財務内容の改善

財務運営の適正化

長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指します。

その他業務運営に関する事項

職員の人事に関する計画

人員及び人件費の効率化を図るとともに、人事評価、人材の確保・養成を適切に実施します。

ガバナンスの高度化

運営委員会を開催して、委員から示された意見等を業務運営に的確に反映させます。また、役員会や内部統制委員会を開催するなど、内部統制機能を強化します（次ページ参照）。

情報セキュリティ対策

個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。

内部統制

信用基金は、法令等を遵守し、業務の適正かつ効率的な運営を遂行する観点から、以下のとおり内部統制体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図ります。

1. 役員会

理事長の業務運営に関する意思決定を補佐するため、定期的に役員会を開催しています。

2. 内部統制委員会

理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、コンプライアンス委員会等の各種委員会における取組状況のほか、業務運営全体をモニタリングするなど、内部統制を推進しています。

3. コンプライアンスの推進、反社会的勢力の排除

コンプライアンス基本方針を定めるとともに、毎年度、コンプライアンス委員会においてプログラムを策定し、全役職員を対象とした研修を実施しています。また、反社会的勢力との一切の関係を排除するため、反社会的勢力に対する基本方針を定め、対応マニュアルを整備するとともに、関係機関と連携して適切に対応しています。

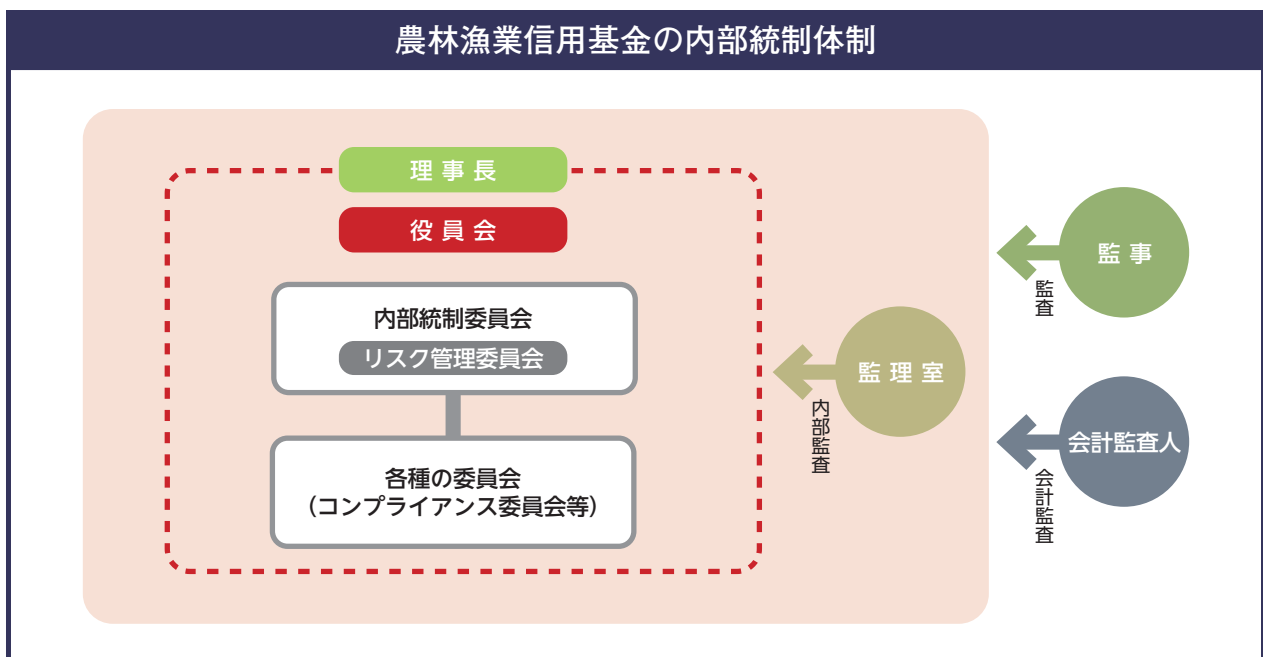
4. リスク管理

業務に内在する保険引受リスクや保証リスク等のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとに信用基金の自己資本等と比較・対照し、統合的にリスク管理を行うとともに、専門的な知見を有する外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催しています。

5. 監査

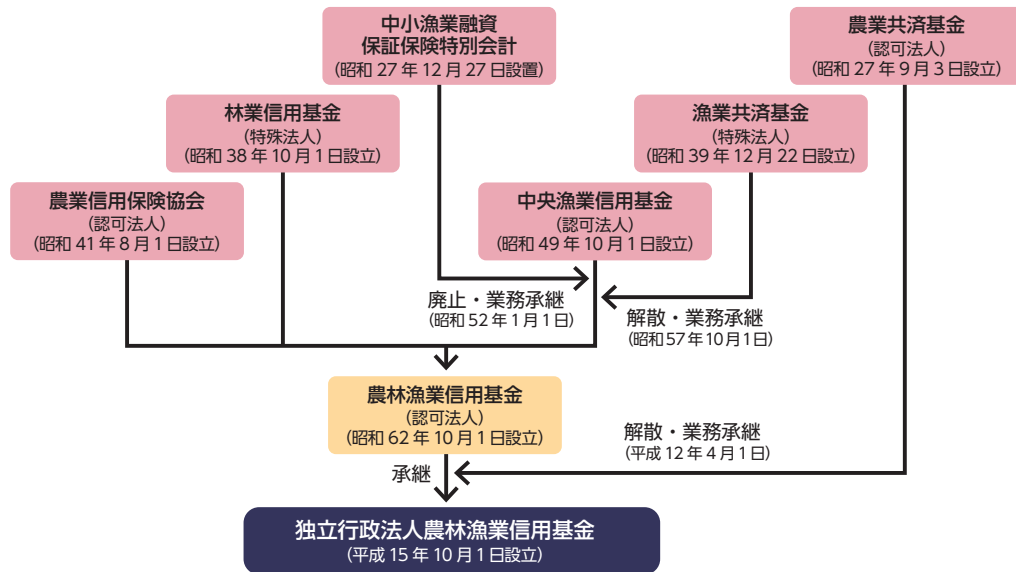
各部署から独立した内部監査担当部署（監理室）による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにしています。

農林漁業信用基金の内部統制体制

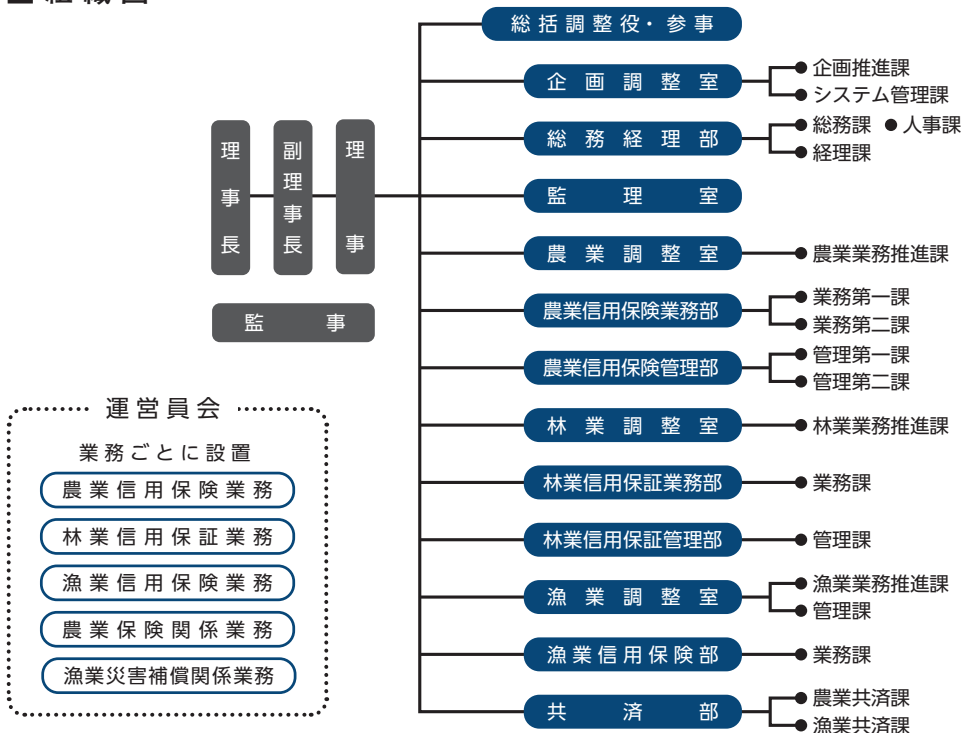


組織の概要

沿革



- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人農林漁業信用基金法 (平成14年法律第128号)
独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)
- 資 本 金 1,836億円 (政府1,489億円、地方公共団体52億円、民間295億円)
(令和2年3月31日現在)
- 役 職 員 役員9名、職員113名 (令和2年4月1日現在)
- 組 織 図



※ 運営委員会は、独立行政法人農林漁業信用基金法に基づき設置されたものであり、政府以外の出資者及び学識経験を有する者の中から主務大臣が任命した運営委員をもって構成され、業務方法書、中期計画、年度計画、その他信用基金の業務運営に関する重要事項について審議等を行います。

相談窓口のご案内

債務保証制度を利用したお借入れの希望や、既往のお借入金に関するご相談・ご照会については、信用基金、最寄りの信用基金協会・相談員まで、お気軽にご連絡ください。

- ① 農業者等の皆様からのご相談・ご照会は、信用基金又は最寄りの農業信用基金協会まで
独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課 TEL:03-3434-7820
- ② 林業者・木材産業者の皆様からのご相談・ご紹介は、信用基金又は最寄りの相談員まで
独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部業務課 TEL:03-3434-7826・7827
- ③ 漁業者・水産加工業者の皆様からのご相談・ご紹介は、信用基金又は最寄りの漁業信用基金協会まで
独立行政法人農林漁業信用基金 漁業調整室漁業業務推進課 TEL:03-3434-7829

農業信用基金協会一覧

北海道農業信用基金協会	〒 060-0004	札幌市中央区北四条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 14 階	011-232-6085
青森県農業信用基金協会	〒 030-0847	青森市東大野 2 丁目 1 番地 15	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	〒 020-0022	盛岡市大通 1 丁目 2 番 1 号 岩手県産業会館 2 階	019-626-8564
宮城県農業信用基金協会	〒 980-0011	仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号 J A ビル宮城 6 階	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	〒 010-0976	秋田市八橋南 2 丁目 10 番 16 号	018-864-2394
山形県農業信用基金協会	〒 990-0042	山形市七日町 3 丁目 1 番 16 号 山形県 J A ビル 6 階	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	〒 960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長 1 番地 1	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	〒 310-0022	水戸市梅香 1 丁目 1 番 4 号	029-232-2290
栃木県農業信用基金協会	〒 321-0905	宇都宮市平出工業団地 9 番地 25 栃木県 J A ビル 7 階	028-616-8888
群馬県農業信用基金協会	〒 379-2147	前橋市亀里町 1310 番地 J A ビル 6 階	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	〒 330-0063	さいたま市浦和区高砂 3 丁目 12 番 9 号	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	〒 260-0031	千葉市中央区新千葉 3 丁目 2 番 6 号	043-245-7470
東京都農業信用基金協会	〒 190-0023	立川市柴崎町 3 丁目 5 番 24 号 J A 東京第 2 ビル 4 階	042-528-1364
神奈川県農業信用基金協会	〒 243-0013	厚木市泉町 3 番 13 号 厚木駅前農協会館 5 階	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	〒 400-8530	甲府市飯田 1 丁目 1 番 20 号	055-223-3601
長野県農業信用基金協会	〒 380-0826	長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3 J A 長野県ビル 10 階	026-236-2412
新潟県農業信用基金協会	〒 951-8116	新潟市中央区東中通 1 番町 189 番地 3 J A 新潟ビル 7 階	025-230-2411
富山県農業信用基金協会	〒 930-0006	富山市新総曲輪 2 番 21 号	076-445-2322
石川県農業信用基金協会	〒 920-0383	金沢市古府 1 丁目 220 番地	076-240-5584
福井県農業信用基金協会	〒 910-0005	福井市大手 3 丁目 2 番 18 号	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	〒 500-8367	岐阜市宇佐南 4 丁目 13 番 1 号	058-276-5253
静岡県農業信用基金協会	〒 422-8691	静岡市駿河区南町 14 番 25 号 エスパティオ 4 階	054-284-9872
愛知県農業信用基金協会	〒 465-8502	名古屋市名東区社口 2 丁目 301 番地	052-715-5177
三重県農業信用基金協会	〒 514-0006	津市広明町 122 番地の 1	059-229-9211
滋賀県農業信用基金協会	〒 520-0807	大津市松本 1 丁目 2 番 20 号 滋賀県農業教育情報センター 5 階	077-521-1722
京都府農業信用基金協会	〒 621-0052	亀岡市千代川町千原一丁目 5 番 20 号	075-681-4525
大阪府農業信用基金協会	〒 541-0043	大阪市中央区高麗橋 3 丁目 3 番 7 号	06-6204-3626
兵庫県農業信用基金協会	〒 650-0024	神戸市中央区海岸通 1 番地 兵庫県農業会館 4 階	078-333-5855
奈良県農業信用基金協会	〒 630-8131	奈良市大森町 57 番地の 3 奈良県農協会館内	0742-27-4180
和歌山県農業信用基金協会	〒 640-8331	和歌山市美園町 5 丁目 1 番地の 1 和歌山県 J A ビル 4 階	073-488-5681
鳥取県農業信用基金協会	〒 680-0833	鳥取市末広温泉町 723 番地	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	〒 690-0887	松江市殿町 19 番地 1	0852-31-3628
岡山県農業信用基金協会	〒 700-0826	岡山市北区磨屋町 9 番 18 の 401 号	086-232-2382
広島県農業信用基金協会	〒 730-0051	広島市中区大手町 4 丁目 7 番 3 号	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	〒 754-0002	山口市小郡下郷 1242 番地 4 J A 山口信連 小郡別館 1 階	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	〒 770-0011	徳島市北佐古一番町 5 番 12 号	088-634-2653
香川県農業信用基金協会	〒 760-0023	高松市寿町 1 丁目 3 番 6 号 香川県 J A ビル 5 階	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	〒 790-8555	松山市南堀端町 2 番地 3	089-948-5677
高知県農業信用基金協会	〒 780-8511	高知市北御座 2 番 27 号	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	〒 810-0001	福岡市中央区天神 4 丁目 10 番 12 号 J A 福岡県会館 5 階	092-711-3840
佐賀県農業信用基金協会	〒 840-0803	佐賀市栄町 2 番 1 号	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	〒 850-0862	長崎市出島町 1 番 20 号	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	〒 860-0842	熊本市中央区南千反畑町 2 番 3 号 J A 熊本県会館 9 階	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	〒 870-0044	大分市舞鶴町 1 丁目 4 番 15 号 農業会館 5 階	097-538-6456
宮崎県農業信用基金協会	〒 880-0032	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A ビル 2 階	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	〒 890-0064	鹿児島市鴨池新町 15 番地 J A 鹿児島県会館 7 階	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	〒 900-0025	那覇市壺川 2 丁目 9 番地 1 J A 会館 3 階	098-831-5321

林業信用保証相談員一覧

北海道	旭川地方木材協会	〒 079-8451	旭川市永山町 1 0－8－3	0166-46-0786
北海道	東北海道木材協会	〒 080-0810	帯広市東十条南 8－1－2 1	0155-23-4206
北海道	北海道森林組合連合会	〒 060-0002	札幌市中央区北二条西 1 9－1－9	011-621-4293
北海道	北海道木材産業協同組合連合会	〒 060-0003	札幌市中央区北三条西 7 丁目 5 番地 1－2	011-251-0683
青森県	青森県木材協同組合	〒 030-0151	青森市大字高田字川瀬 1 0 4－1	017-739-8761
岩手県	岩手県木材産業協同組合	〒 020-0024	盛岡市菜園 1－3－6	019-624-2141
宮城県	宮城県木材協同組合	〒 981-0908	仙台市青葉区東照宮 1－8－8	022-233-2883
秋田県	秋田県木材産業協同組合連合会	〒 010-0003	秋田市東通 2－7－3 5	018-837-8091
山形県	山形県木材産業協同組合	〒 990-2473	山形市松栄 1－5－4 1	023-666-4800
福島県	福島県木材協同組合連合会	〒 960-8043	福島市中町 5－1 8	024-523-3307
茨城県	茨城県木材協同組合連合会	〒 319-2205	常陸大宮市宮の郷 2 1 5 3－3 8	0294-33-5121
栃木県	栃木県木材業協同組合連合会	〒 321-2118	宇都宮市新里町 2 7 7－1	028-652-3687
群馬県	(一社) 群馬県木材組合連合会	〒 379-2131	前橋市西善町 5 2 4－1	027-266-8220
埼玉県	(一社) 埼玉県木材協会	〒 330-0063	さいたま市浦和区高砂 1－1 4－1 3 埼玉県木材会館内	048-822-2568
千葉県	(一社) 千葉県木材振興協会	〒 283-0823	東金市山田 8 0 0	0475-53-2611
東京都	(一社) 東京都木材団体連合会	〒 136-0082	江東区新木場 1－18－8 木材会館 2 階	03-5569-2211
神奈川県	神奈川県木材業協同組合連合会	〒 231-0033	横浜市中区長者町 9－149 木材会館内	045-261-3731
新潟県	新潟県木材組合連合会	〒 950-0072	新潟市中央区竜が島 1－7－13 木材会館内	025-245-0733
富山県	富山県木材組合連合会	〒 939-0311	富山県射水市黒河新 4940	0766-30-5101
石川県	石川県森林組合連合会	〒 920-0209	金沢市東蚊爪町 1－2 3－1	076-237-0121
福井県	福井県木材協同組合連合会	〒 918-8233	福井市合島町 3－1	0776-50-3625
山梨県	山梨県森林組合連合会	〒 409-3811	中央市極楽寺 1 2 1 4	055-273-0511
長野県	長野県木材協同組合連合会	〒 380-8567	長野市岡田町 3 0－1 6	026-226-1471
岐阜県	岐阜県木材協同組合連合会	〒 500-8356	岐阜市六条江東 2－5－6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941
静岡県	静岡県木材協同組合連合会	〒 420-8601	静岡市葵区追手町 9－6 県庁西館 9 階	054-252-3168
愛知県	(一社) 愛知県木材組合連合会	〒 460-0017	名古屋市中区松原 2－1 8－1 0	052-331-9386
三重県	三重県木材協同組合連合会	〒 514-0003	津市桜橋 1－1 0 4 林業会館内	059-228-4715
滋賀県	滋賀県木材協会	〒 520-0801	大津市におの浜 4－1－2 0 林業会館内	077-524-3827
京都府	(一社) 京都府木材組合連合会	〒 604-8417	京都市中京区西ノ京内畑町 4 1－3	075-802-2991
大阪府	(一社) 大阪府木材連合会	〒 559-0025	大阪市住之江区平林南 1 丁目 1 番 8 号 大阪木材会館 2F	06-6685-3101
兵庫県	兵庫県木材業協同組合連合会	〒 650-0012	神戸市中央区北長狭通 5－5－18 兵庫県林業会館 3 階	078-371-0607
奈良県	奈良県木材協同組合連合会	〒 634-0804	橿原市内膳町 5－5－9 木材会館内	0744-22-6281
和歌山県	和歌山県木材協同組合連合会	〒 641-0036	和歌山市西浜 1 6 6 0 木材会館内	073-446-0592
鳥取県	鳥取県木材協同組合連合会	〒 680-0874	鳥取市叶 1 2 2 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490
島根県	島根県木材協同組合連合会	〒 690-0886	松江市母衣町 5 5 林業会館内	0852-21-3852
岡山県	(一社) 岡山県木材組合連合会	〒 700-0902	岡山市北区錦町 1－8 岡山県木材会館内	086-231-6677
広島県	(一社) 広島県木材組合連合会	〒 734-0014	広島市南区宇品西 4－1－4 5	082-253-1433
広島県	広島県森林組合連合会	〒 730-0017	広島市中区鉄砲町 4 番 1 号 (広島県土地改良会館 3 階)	082-228-5111
山口県	(一社) 山口県木材協会	〒 753-0074	山口市中央 4－5－1 6 商工会館内	083-922-0157
徳島県	徳島県木材協同組合連合会	〒 770-8001	徳島市津田海岸町 5－1 3	088-662-2521
香川県	(一社) 香川県木材協会	〒 761-8031	高松市郷東町 7 9 6－7 1	087-881-9343
愛媛県	愛媛県森林組合連合会	〒 790-8582	松山市三番町 4 丁目 4－1	089-941-0164
高知県	高知県森林組合連合会	〒 783-0055	南国市双葉台 7－1	088-855-7050
高知県	(一社) 高知県木材協会	〒 780-0801	高知市小倉町 2－8	088-883-6721
福岡県	(一社) 福岡県木材組合連合会	〒 810-0001	福岡市中央区天神 3－1 0－2 7	092-714-2061
佐賀県	(一社) 佐賀県木材協会	〒 840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 2 7 8－4	0952-23-6181
長崎県	長崎県森林組合連合会	〒 854-0063	諫早市貝津町 1 1 2 2－6	0957-27-1755
熊本県	熊本県木材事業協同組合連合会	〒 862-0954	熊本市中央区神水 1－1 1－1 4 木材会館内	096-382-8164
大分県	大分県木材協同組合連合会	〒 870-0004	大分市王子港町 1－1 7	097-532-7151
宮崎県	宮崎県木材協同組合連合会	〒 880-0805	宮崎市橘通東 1－1 1－1	0985-24-3400
鹿児島県	鹿児島県木材協同組合連合会	〒 891-0115	鹿児島市東開町 3－2	099-267-5681
沖縄県	(一社) 沖縄県森林協会	〒 901-1105	島尻郡南風原町字新川 1 3 5 番地 みどり会館内	098-987-1804

漁業信用基金協会一覧

全国漁業信用基金協会	〒 110-0015	台東区東上野 3-2-1-6 鈴やビル3階	03-5846-8441
【支所】 北海道支所	〒 060-0003	札幌市中央区北3条西7-1 第二水産ビル5階	011-281-2816
青森支所	〒 030-0803	青森市安方 1-1-32 水産ビル	017-723-2714
岩手支所	〒 020-0023	盛岡市内丸 1-6-1 水産会館	019-623-5281
秋田支所	〒 010-0951	秋田市山王 3-8-1 5	018-823-7362
山形支所	〒 998-0036	酒田市船場町 2-2-1	0234-24-2604
福島支所	〒 970-8044	いわき市中央台飯野 4-3-1	0246-29-4433
茨城支所	〒 310-0011	水戸市三の丸 1-1-3 3	029-226-0717
千葉支所	〒 260-0021	千葉市中央区新宿 2-3-8 水産会館	043-241-5510
東京支所	〒 108-0075	港区港南 4-7-8 都漁連水産会館	03-3458-2431
神奈川支所	〒 236-0051	横浜市金沢区富岡東 2-1-2 2 県漁連ビル	045-778-5070
新潟支所	〒 950-0078	新潟市中央区万代島 2-1 水産会館	025-245-0814
富山支所	〒 930-0096	富山市舟橋北町 4-1 9 富山県森林水産会館	076-441-6127
石川支所	〒 920-0022	金沢市北安江 3-1-3 8	076-234-8827
福井支所	〒 910-0005	福井市大手 2-8-1 0	0776-22-6279
静岡支所	〒 420-0853	静岡市葵区追手町 9-1 8	054-251-0717
愛知支所	〒 460-0002	名古屋市中区丸の内 3-4-3 1 愛知県水産会館 4階	052-950-2737
三重支所	〒 514-0006	津市広明町 3 2 3-1 水産会館	059-226-6441
滋賀支所	〒 520-0044	大津市京町 4-1-1 滋賀県庁水産課内	077-528-3871
京都支所	〒 624-0914	舞鶴市字下安久無番地	0773-77-2238
大阪支所	〒 559-8555	大阪市住之江区南港北 1-1 4-1 6 大阪府咲洲庁舎内	06-6613-1101
兵庫支所	〒 673-0883	明石市中崎 1-2-3 兵庫県水産会館	078-919-1314
和歌山支所	〒 640-8241	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 3 0 水産会館	073-432-4800
鳥取支所	〒 680-8570	鳥取市東町 1-2 7 1 鳥取県庁第2庁舎8階	0857-26-8392
島根支所	〒 690-0007	松江市御手船場町 5 7 5	0852-21-0006
岡山支所	〒 700-0824	岡山市北区山内下 2-1 1-1 8	086-234-2711
広島支所	〒 730-0051	広島市中区大手町 2-9-6 水産会館5階	082-247-1989
山口支所	〒 750-0067	下関市大和町 1-1 6-1 下関漁港ビル3階	083-261-1237
徳島支所	〒 770-0873	徳島市東沖洲 2-1 3 徳島県水産会館	088-636-0535
香川支所	〒 760-0031	高松市北浜町 9-1 2	087-851-5424
愛媛支所	〒 790-0002	松山市二番町 4-6-2	089-933-5126
高知支所	〒 780-0870	高知市本町 1-6-2 1 水産会館	088-873-7693
福岡支所	〒 810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-4-1 9	092-781-4981
佐賀支所	〒 840-0034	佐賀市西与賀町大字厘外 8 2 1-2	0952-23-7823
熊本支所	〒 861-5274	熊本市西区新港 1-4-1 5	096-329-9400
大分支所	〒 870-0021	大分市府内町 3-5-7	097-532-3496
宮崎支所	〒 880-0858	宮崎市港 2-6	0985-29-1313
鹿児島支所	〒 890-8540	鹿児島市鴨池新町 1 1-1	099-253-8815
沖縄支所	〒 900-0016	那覇市前島 3-2 5-3 9 水産会館3階	098-860-2633
宮城県漁業信用基金協会	〒 980-0014	仙台市青葉区本町 3-6-1 6 漁信基ビル	022-221-5326
長崎県漁業信用基金協会	〒 850-0035	長崎市元船町 1 7-1 長崎県大波止ビル2階	095-823-8171
全国遠洋沖合漁業信用基金協会	〒 135-0034	江東区永代 2-3 1-1 いちご永代ビル8階	03-5646-2658

災害対応等に関する窓口の設置情報については、信用基金のホームページで随時公表しています。
 ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室企画推進課 TEL:03-3434-7813
<https://www.jaffic.go.jp/Important/earthquake.html>

独立行政法人 農林漁業信用基金
Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

〒 105-6228
東京都港区愛宕 2-5-1
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階
電 話：03-3434-7812（代表）
U R L： <https://www.jaffic.go.jp/>

2020年 10月